

～ 女性活躍推進法に関する地方公共団体向け FAQ ～

平成 27 年 12 月 14 日
内閣府男女共同参画局
総務省自治行政局
平成 28 年 1 月 12 日一部追加
平成 28 年 1 月 27 日一部追加

質問	回答
＜法の位置付け等関係＞	
1 ポジティブアクションと行動計画との関係について教えてほしい。	これまで事業主の自主的取組に委ねられてきたポジティブアクションの実効性を高めるために、事業主に対する状況把握・課題分析・行動計画策定等の義務付けを通じ、各事業主の取組を加速化させるものであり、行動計画もポジティブアクションに位置付けられる。
2 本法と男女共同参画社会基本法との関係、位置付けについて、示してほしい。	本法は、基本法たる男女共同参画社会基本法の基本理念にのっとりた実施法として位置付けられる。男女共同参画社会基本法は、社会のあらゆる分野（職域、学校、地域、家庭など）を対象としているが、本法は、このうち「女性の職業生活」に法の射程を限定している。 男女共同参画社会基本法では、男女共同参画基本計画の策定や推進を通じて各種のポジティブ・アクションに係る取組を推進しているが、本法は、これまでの取組を進めてもなお、女性の力がいまだ潜在化している現状を踏まえ、女性の職業生活における活躍を迅速かつ重点的に推進するため、女性の活躍の場の提供主体である事業主に対し、女性の活躍に関する状況の把握・課題分析・行動計画策定・情報公表を義務付けることなどにより、これまで事業主の自主的取組に委ねられてきた基本法等に基づくポジティブ・アクションの実効性を高め、これによって男女の実質的な機会の均等を目指している。

3	次世代育成支援対策推進法と本法の関係性や違い、次世代育成支援対策推進法に基づく行動計画と本法に基づく行動計画との違い、計画策定の必要性について示してほしい。	次世代育成支援対策推進法は「次代の社会を担う子どもの育成」を図るものであり、両立支援に関する雇用環境・職場環境の整備や働き方の見直しに資する多様な労働条件の整備等の取組に関する事業主行動計画の策定を求めている。これまでの取組によって、民間企業において両立支援制度の導入・利用が促進されたことや、育児休業取得率が男女ともに上昇するなどの成果が上がっている。一方、本法は「女性の職業生活における活躍」を推進するものであり、その推進に向けた行動計画の策定を求めている。それぞれの法律に基づく行動計画は、内容が重なる部分もあり得るが、女性の採用、育成、登用等に関する取組等は、次世代法の行動計画には記載されないものであり、本法に基づく行動計画の策定等を進めることで、女性の活躍を推進する必要がある。 なお、両法律に基づく行動計画を一体的に策定することは可能であるが、本法に基づく行動計画は、状況把握・課題分析の上、数値目標を定める等の要件を満たす必要があり、また、本法に基づく行動計画である旨の明示が必要である。
4	まち・ひと・しごと創生基本方針においても女性の活躍推進について示されているが、関連・連携について、どのように考えているか。	まち・ひと・しごと創生基本方針では、本法に基づく企業の取組の「見える化」や地方公共団体における推進計画の策定・協議会の設置の促進等について記載しており、本法に基づく取組を進めることがまち・ひと・しごと創生基本方針の方向性にも合うものとなる。地方創生の担当部局と、女性活躍推進の関係部局（企画部局・産業労働部局・男女共同参画部局・人事部局等）間で適切に連携を図りつつ取組を進められたい。

＜推進計画関係＞		
5	どのような項目を盛り込めば本法に基づく推進計画と言えるのか。要件等があれば教えてほしい。	推進計画は、各地域における女性の職業生活における活躍を進めるための行政としての計画であり、基本方針（平成27年9月25日閣議決定）を勘案し、地域の実情に応じて、相談体制、両立支援、職業教育の充実等の取組について盛り込まれることを想定している。必ず盛り込まなければならない事項はないが、数値目標など、取組の効果を客観的に検証できるような具体的な目標設定をすることが望ましい。また、本法に基づく推進計画である旨の明示が必要である。
6	基本原則にある性別による固定的役割分担等を反映した職場慣行が及ぼす影響への配慮、職業生活と家庭生活との両立を図るために必要な環境の整備とは、どのようなものを指すのか（従来通りのワークライフバランスへの取組でよいのか。新たな取組みが必要なのか。）。また、それらをどの程度推進計画に記載する必要があるのか。	基本方針（平成27年9月25日閣議決定）第3部2に記載のとおり。推進計画には地域の実情に応じて必要な取組を記載されたい。
7	推進計画についてもガイドラインや参考例は示されるのか。	推進計画については、基本方針（平成27年9月25日閣議決定）を勘案して策定することとなる。国として現時点では参考例を示す予定はない。
8	推進計画について、男女共同参画計画の一部として策定してもよいのか。	推進計画については、基本方針（平成27年9月25日閣議決定）を勘案した上で、男女共同参画計画と一体として、その一部を共通の計画とするという形式で策定しても差し支えない。ただし、推進計画に該当する範囲を明示する必要がある。 例1：計画の冒頭で、推進計画に該当する範囲を明記する。 例2：推進計画に該当する項目の末尾に「（推進計画関係）」などと付記する。

9	既存の男女共同参画計画等を、推進計画としてもよいか。	推進計画については、基本方針（平成27年9月25日閣議決定）を勘案した上で策定する必要があるため、既存の計画をそのまま推進計画として位置付けることは馴染まないと考える。 ただし、改定の際に、いずれの部分が女性活躍推進法に基づく推進計画として位置付けられるのかを明示した上で、既存の計画の改訂版と推進計画を一体のものとして策定することは可能である。
10	男女共同参画計画以外の計画と一体として策定してもよいか。	推進計画については、基本方針（平成27年9月25日閣議決定）を勘案した上で作成し、かつ、推進計画に当たる部分分かるように明記することにより、他の計画と一体として作成することも排除されるものではないが、10年間の時限立法である本法に基づく推進計画は、例えば5年毎等に見直しを行うことが想定されるところ、他の計画と一体として策定することにより、推進計画の見直し・改訂等に支障が生じないよう留意する必要がある。
11	推進計画と行動計画を一体として策定することはどうか。	推進計画の対象は住民、行動計画の対象は職員であり、両計画はその趣旨が異なるため、一体で策定するのは馴染まないと考えている。
12	推進計画については努力義務となっているが、策定について期限はないということか。策定する場合、次期男女共同参画計画に盛り込むとしても良いか。	女性の職業生活における活躍の推進は緊要の課題であることから、できるだけ早く策定することが望ましいと考える。 また、男女共同参画基本計画と推進計画を一体的に策定することも可能である。ただし、計画の中で、いずれの部分が女性活躍推進法の推進計画として位置付けられるかを明記する必要がある。

13	市町村は都道府県の推進計画を勘案してとあるが、それを待ってから推進計画を策定した方がよいのか。	都道府県推進計画が定められている場合は、当該都道府県推進計画を勘案することとされているが、定められていない場合はこの限りでない。ただし、同時期に都道府県推進計画の策定作業が進められている場合は、必要に応じて情報共有を図りつつ策定するのが望ましいと考える。
14	推進計画のPDCA サイクルの周期は計画期間毎か、1 年毎等短い周期か。	1 年毎のPDCA により、次年度以降の取組に反映することを想定している。
15	推進計画における目標値について、国が目標値を定めるのか。	推進計画に関し、国で統一的な目標値を定めることは予定していない。なお、現在、年内を目途に策定中の第4次男女共同参画基本計画において、本法とも関連する数値目標が設定される予定であり、留意されたい。
16	まち・ひと・しごと創生法に基づく各団体の地方創生プランの目標をすべて推進計画に反映させる必要があるか。時限が異なるが目標達成時期をどちらに合わせるとよいのか。	女性活躍推進法とは別の枠組の法律であり、必ずしも推進計画の目標やその達成時期を当該法律に合わせる必要はないが、それぞれの目標の整合性は確保する必要がある。
17	推進計画の策定の有無について、地域女性活躍推進交付金（平成 28 年度予算要求中）と関連性（例えば推進計画の策定が交付要件に該当する等）があるか。	現在予算要求中のものであるが、要求内容としては、推進計画に位置付けられた事業や協議会を支援する内容としているところ。
18	推進計画の策定の有無について、まち・ひと・しごと創生法に係る交付金と関連性（例えば推進計画の策定が交付要件に該当する等）があるか。	まち・ひと・しごと創生法に係る交付金の交付要件となる等の関連については、現時点では承知していない。